

「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」報告

平成 21 年 10 月 8 日

「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」では、9 月 29 日の発足以来、精力的に議論を重ね、関係各府省庁や関係製造事業者からのヒアリングや消費者委員会における議論等を踏まえ、以下のとおり取りまとめた。

1. (1) 「エコナ関連製品」については、厚生労働省が平成 10 年から平成 15 年にかけて特定保健用食品（「特保」）に係る表示の許可を行った。
当該許可が行われて以降、食品安全委員会における食品健康影響評価（リスク評価）の審議、その審議における厚生労働省からの資料提出などを通じ、科学的知見の充実による当該許可に係る食品についての再審査を行うべき状況に至ったものと判断することができる。
- (2) このため、「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」第 5 条に基づき、消費者庁長官は再審査手続を早急に開始することとし、当該許可に係る食品の安全性について、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴き、特保に係る表示の許可を取り消すかどうかを判断すべきである。
- (3) また、消費者庁としては、「エコナ関連製品」についての特保の再審査、食品安全委員会の審議に関し、消費者に広く情報提供するとともに、消費者とのリスク・コミュニケーションの場等の積極的な活用を図るべきである。
- (4) さらに、「エコナ関連製品」の製造事業者においては、消費者に対する関連情報の提供、消費者からの相談等への対応はもちろんのこと、今後の適切な広報のあり方、消費者とのリスク・コミュニケーションの一層の充実を図ることを求めたい。
2. 消費者庁としては、今回の事例も踏まえ、国民生活センターとの連携や消費生活相談員への研修等を通じた消費者にわかりやすい情報提供のあり方、事業者の対応のあり方等について、事業者・消費者からのヒアリング等を通じて広く関係者の意見を求めつつ、引き続き検討を行うべきである。
また、特保に関しては、再審査中における特保に係る表示の取扱い等法制度面での課題、国民の健康の増進を図るための措置を図るとの健康増進法の目的に照らした特保に係る制度の今後のあり方について、消費者委員会における検討を求めたい。
さらに、食品安全委員会においては、食品安全基本法第 5 条の本旨に基づき、食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見についての一層の配慮を踏まえた審議とともに、消費者庁と連携したリスク・コミュニケーションの実施を求めたい。